物質の使用禁止と申告

シリーズ: N 2580 物質の使用禁止と申告
技術責任: BEO-AK208

KOU2BUE 2011-09-27 NormMaster

責任部署:	C/CTI2 (497)	旧版:	2009-10-20
担当者:	ruj2si C/CTI2 (497)		
ドキュメント言語:	ja		
オリジナル言語:	de		
変更:	内容の更新, 編集上の改訂		

変更情報: AEN 4497R23557

翻訳			責任		
発行日	原文	訳文	略号	部署コード	BWN
2011-04-20	de	en	kou2bue	C/PSS	400
2011-06-09	en	ja	Kay3to	RBJP/EPM1	028

内容が不確かである場合、本 Bosch-Norm のオリジナル言語版が適用されます。.

Bosch Norm Master の印刷物やコピーは内容更新の管理対象にはあたらず、
それらの有効性について責任を負いません。

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

適用範囲、拘束力、開示の自由度	
適用範囲	Bosch グループ
拘束対象	RB, TOGE, RG
拘束源	中央指令 Bosch-Norm N 2580 “物質の使用禁止と申告”
推奨	BEGE
開示の可否	外部へ開示可能

1 適用範囲

本 Bosch-Norm N 2580-1 は、材料中の使用禁止物質、および申告物質を規定（定義は 2 章を参照のこと）し、材料に関する要求（仕様）の一部である。

本 Norm は、法規制およびボッシュの顧客要求への適合に有用である。

付属書「サプライヤー申告書」には関連規制が示されている。
この規制は、世界中で適用する。

KOU2BUE 2011-09-27 NormMaster

2 対象材料

ボッシュ製品中に残留するすべての材料、ボッシュが製造時に使用している副資材、ボッシュから外部へ出荷時の梱包材を対象とする。

例:
- 完成品（購入品を含む）
- コンポーネント
- 半製品
- 材料
- 調剤、または混合材料
- 純物質
- はんだ
- 接着剤
- 潤滑剤
- 冷却用潤滑油
- 表面脱脂剤
- 防錆剤
- サンドブラスト剤
- 硬化剤
- 成型剤
- 梱包材（乾燥剤あるいは防錆剤のような調整剤を含む）

3 法規

本 Bosch-Norm は、サプライヤーの法規順守（例えば、国内法規）に対する義務を侵害するものではない。

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

4 材料変更

法規変更に伴う供給材料の変更は、ボッシュ担当購買部門とともに早期から調整を行うこと。
法規の期限付き適用除外の物質を使用している場合は、その期限切れに特に注意すること。
特別な合意が無い場合は、施行日の 1 年前に完了していること。

5 サプライヤーへの通知

最新版の N 2580-1、およびサプライヤー申告書、インフォメーション・レター（変更点情報）は、いつでも http://www.bosch.com/ で参照可能である。(クリック・パス: > Purchasing & logistics > Download service)
これらの文書について、サプライヤーはそこから最新バージョンをダウンロードする責任を負う。

6 申告規定

Bosch-Norm N2580-1 への準拠について、包括的な宣言書では不十分である。サプライヤーは、少なくとも材料ごとに「サプライヤー申告書」のカバーシートを記入しなければならない。

6.1 サプライヤー申告書

本 Bosch-Norm は、付属文書「サプライヤー申告書」（エクセル・シート）での申告が可能である。これ以外の書式の使用については、6.3 を参照のこと。
「サプライヤー申告書」の使用方法は、その中の ”記入上の注意” タブに記載されている。

「サプライヤー申告書」は、次のようにして、ボッシュ担当購買部門へ提出すること。
“カバーシート”タブに署名後、ラスターフォーマット（例えば、PDF）にし、元のエクセルファイルとともに１つの E メールで送付する。
例外として、例えば、エクセルの動作がうまくいかない場合は、「サプライヤー申告書」を紙へ印刷および記入後、それをボッシュへ送付してもよい。

成分が全く同じ物質から成る材料申告について（例えば、製品シリーズや製品ファミリーにおける同一材料使用の場合）は、以下が可能である。

- 複数のサプライヤー品番またはボッシュ品番の入力
- 以前に申告した品番の参照。この場合、「サプライヤー申告書」のカバーシートのヘッダーのみを記入および署名しさえすればよい。「その材料を使用するボッシュ生産品番/量産品番」欄に参照する申告書の「サプライヤー品番」欄または「ボッシュ品番」欄と同一のものを記入すること。

ボッシュ・アフタマーケット事業部については、独立したアフタマーケット（IAM）商品に対し、付属文書「サプライヤー申告書」を使用すること。必要な場合、6.2 および 6.3 を適用のこと。

6.2 特定の電子部品の申告

電子部品装着および未装着どちらであってもプリント基板は特殊な場合であり、アクティブあるいはパッシブな構成部品をもつ。このタイプの電子部品を Bosch へ申告する場合、３つのタブに限定することができる。３つのタブとは、タブ１法規制「ディバース」（必須）、タブ２「REACH」（必須）、およびタブ５「ROHS」（場合に依存）である。

アンブレラ・スペック（IMDS レコメンデーション 019 参照）による申告が可能である。材料成分が同一の場合に使用される製品シリーズ申告のフォームを使用してもよい。

KOU2BUE 2011-09-27 NormMaster

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

「サプライヤー申告書」を使用しない場合は、次のどちらかで申告すること。

- IMDS による申告
- 以下の両方を満足するフォーマットによる申告
  - ボッシュ品番、サプライヤー品番がはっきりとわかること
  - 法規制への準拠が確認できること

例: IPC 1752 のフォームの場合、法規制への準拠の確認が必要である。ROHS のみを参照するフォームの場合、追加の確認を行い、署名付きで提出すること。

6.3 他の申告フォーマットの使用

社外の共通化されたフォーマットやボッシュの顧客が受け入れる申告フォーマットがある場合、付属文書「サプライヤー申告書」の要求内容に準拠したものであれば、その使用を許可する。

もし、ボッシュの顧客がある申告システムの使用を必須とする場合、サプライヤーはそのシステムの使用を義務付けられる。

もし、ボッシュの顧客が必須とするシステム内の情報をサプライヤーが変更する場合、その都度、ボッシュ担当購買部門へ書面で通知すること。

N2580-1 で定めた申告物質の含有有無にかかわらず、ボッシュの顧客が必須とするシステムを使用すること。

例：

- IMDS（ International Material Data System、http://www.mdsystem.com 参照) 使用の場合、すべての申告要求を網羅するため、「サプライヤー申告書」の提出は不要である。ただし、Bosch-Norm N2580-1 にある化学物質で、IMDS の「基本物質リスト」に存在しないものや、梱包材料の出荷のように、IMDS で申告できない場合、追加で「サプライヤー申告書」の提出を要求することがある。
- IMDS を使用する場合、特にボッシュの指示がなければ、ロバートボッシュの IMDS アカウント番号 202 を使用すること。IMDS レコメンデーション、およびボッシュ IMDS データ入力ガイドラインを順守すること。(http://www.bosch.de >Purchasing & Logistics > Download-Service)

6.4 申告のタイミング

次の申告理由のいずれかに該当した場合、サプライヤーは申告を行わなければならない。申告理由が発生した場合は、すみやかにサプライヤーからボッシュ担当購買部門へ申告を行うこと。

- 新規サンプル / 新規上市品 / 初回品（初物）
- 誤申告の判明
- 材料または製法の変更
- 禁止・申告物質が追加され、供給品の材料に含まれる場合
- 禁止・申告物質の基準値が変更され、供給品の材料に含まれる場合
- 公差を超える質量の変更
- 個別調査.

6.5 製造副資材

ボッシュが売買する材料中あるいはその表面に製造副資材が残留する場合、Bosch-Norm N2580-1 の要求のすべてをその副資材にも適用する。また、Bosch 社内生産用に購入する製造副資材に対しても Bosch-Norm N2580-1 の要求のすべてを適用する。

KOU2BUE 2011-09-27 NormMaster

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

7 サプライヤー申告書記入上の注意

「サプライヤー申告書」（Bosch-Norm N2580-1 付属書）記入上の注意については、「サプライヤー申告書」の「記入上の注意」タブで確認することができる。

8 物質の分類

8.1 禁止物質

付属文書中に、「P」（Prohibition）と表示された物質は使用禁止物質である。供給品の材料中に、基準値を超えた濃度で含有してはならない。
もし、物質の含有量が基準値以下の場合、その値を記入する必要はない。この場合は、規制への準拠の確認は「サプライヤー申告書」の“カバーシート”で十分である。

8.2 申告物質

付属文書中に、「D」（Declaration）と表示された物質は要申告物質である。その物質濃度が基準値を超える場合、必ず申告しなければならない。

8.3 基準値の定義

基準値の値が何も示されていない場合、基準値は 0.1wt%とする。基準値は、規制に依存して、供給品、材料、調剤、混合材料または均質材料に対する値となる。

ねじにおける均質材料の例： ねじが、例えば、金属本体、亜鉛層、表面安定化処理層、トップコートからなるとすると、このねじは４つの均質材料層から構成されている。（GADSL および RoHS の定義参照）

基準値が物質群に対して示されている場合、サプライヤーが各々の物質を特定すること。

製造副資材、および梱包材について、その基準値は納入時の状態に対して適用する。

9 EU「REACH」規制

2008 年 10 月に SVHC 候補物質リストが作成され、ECHA により年に数回、物質が追加されている。

注記：

- SVHC = Substances of Very High Concern；高懸念物質
- ECHA = European Chemicals Agency；欧州化学品庁
- インターネットホームページ； http://echa.europe.eu/home_en.asp

2011 年 2 月に、いくつかの SVHC 候補物質が REACH 規制付属書 14 に移された。付属書 14 に掲載された物質については、物質固有の移行期間満了後、認可を得ずに上市したり、使用したりしてはならない。

サプライヤーは、REACH 規制の要求事項に準拠して申告をしなければならない。また、問題がある場合は、REACH 規制に基づいた解決が可能な時期にボッシュ購買の各担当者に通知しなければならない。

EU 域外のサプライヤーが化学物質、調剤、および製品を REACH 規制の適用地域に納入する場合、唯一の代理人を任命しなければならない。

KOU2BUE 2011-09-27 NormMaster

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.

10 関連文書

本 Bosch-Norm に加えて、以下の文書を適用する。日付がある文書はその日付の文書だけを適用し、日付がない文書は示された文書の最新版（すべての改訂を含む）を適用する。さらに、意図的に引用する過去の標準をタイプ H とする。

No.	文書番号 (バージョンの日付)	タイトル	タイプ
1	N 2580-1 付属文書	サプライヤー申告書	M

タイプ：M = サプライヤー配布用文書; Z = 引用文書; H=過去の標準

KOU2BUE 2011-09-27 NormMaster

© Robert Bosch GmbH. All rights reserved, also regarding any disposal, exploitation, reproduction, editing, distribution, as well as in the event of application for industrial property rights.